

医療保険制度に関するお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料率の見直しについて

■令和8年度および9年度の保険料率が変わりました

北海道後期高齢者広域連合では、2年ごとに保険料率の見直しを行っています。令和8年度および9年度の新しい保険料率は、医療費の増大などにより次のとおりとなりました。

<医療分>	令和6年度および7年度	令和8年度および9年度
●均等割 (被保険者が等しく負担)	(年間) 52,953円	(年間) 59,963円 (7,010円増)
●所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	(年間) 11.79%	(年間) 11.61% (0.18ポイント減)
●賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	(年間) 80万円	(年間) 85万円 (5万円増)

■保険料見直しに合わせて、保険料軽減についても見直しとなります

- ・保険料（医療分）の均等割7割軽減が7.2割軽減になります。
- ・均等割5割および2割軽減の所得要件が次のとおり拡大されます。

軽減割合	対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	
	変更前 (令和7年度)	変更後 (令和8年度)
2割軽減	43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (57万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + (30万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (31万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

子ども・子育て支援金制度と保険料率について

「子ども・子育て支援金制度」は、子育て施策を拡充し、子どもと子育て世帯を社会全体で応援することを目的に、全ての世代や企業の皆様から拠出される令和8年度から施行した制度です。

支援金は、現在加入している医療保険料とあわせて納付いただきます。上ノ国町国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方は、令和8年7月の納付分から加算されます。

参考：後期高齢者医療制度の子ども・子育て支援金分保険料率

	保険料率	内容
所得割	0.28%	所得に応じた負担。
均等割	1,364円	被保険者毎に等しく負担。
賦課限度額	21,000円	1年間の保険料（税）の上限額です。

より詳しく知りたい場合は
こども家庭庁ホームページから



問い合わせ先 住民課 戸籍保険グループ ☎0139-55-2313
または 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

★有料広告

道の駅
上ノ国もんじゅ

GWミニイベント

日時：令和8年5月3日、4日

時間：10時～15時

※荒天の場合は、内容を変更する場合があります。

- ① 町内出店者の露店
- ② フリーマーケット
- ③ キッチンカー大集合



遊びに
来てね～

- ④ お買い物抽選会
- ⑤ カミゴンと遊ぼう！
- ⑥ ふわふわ遊具設置



公式LINEお友だち登録で
もんじゅの情報をGET！



北海道じゃらん道の駅ランキング2025 10位受賞

道の駅 上ノ国もんじゅ

TEL：0139-55-3955

FAX：0139-55-3994

☒ info@kaminokuni.com



上ノ国町
地域活動支援センター
新規利用者募集中！

個別相談・見学・体験も受付中！お気軽にお問い合わせください。
問い合わせ先 たまみずき北海道 ☎0139-56-1203